

ブース管理規程

04-1 ブース設計規程

04-1-1 小間の規格・高さ

重!要

出展製品の高さ超過



04-1-2 基礎パネル

04-1-3 ブース設計の重要ポイント

重!要

安全対策／隣接他社への見通し／

ステージの配置／スピーカー設置位置の制限

小間外スペースの使用禁止

04-1-4 天井構造



04-1-5 ユニバーサルデザイン

ご協力ください

04-2 ブース設営規程

04-2-1 装飾会社登録



04-2-2 PL法対策／ピクト

重!要

04-2-3 床面工事



04-2-4 消防法

04-2-5 電気工事

電気供給

重!要



電気工事配線図

重!要



電気送電



04-2-6 グリーン電力証書



04-3 製品展示規程

04-3-1 保税貨物



04-3-2 展示製品

重!要



04-3-3 天井照明

04-4 デモ実施規程

04-4-1 禁止事項

重!要

即売の禁止／来場者の通路への滞留禁止／

スモークマシン使用の禁止

04-4-2 音量・デモ規制

重!要

04-4-3 無線LANの使用

ご協力ください



04-5 ブース運営規程

04-5-1 危険物の取り扱い



04-5-2 ユーティリティブース（倉庫）



04-5-3 注意事項

重!要

管理・保険／不可抗力による開催中止・短縮

■小間形態の種類

1列小間……………(1,2,3,4,5,6)

2列小間……………(4,6,8,10,12)

3列小間……………(9,12,15,18)

4列小間……………(16)

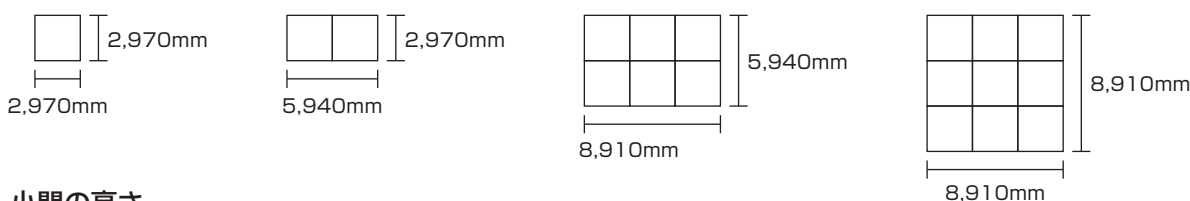
ブロック小間……………(20,25,30,35,40,45,50,55,60,65,70,75,80,85,90,95,100)

■小間の規格・高さ

①列小間

規格

小間の規格の間口を2,970mm×2,970mmとします。

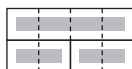


小間の高さ

事務局が設置する基礎パネルの高さを2.7mといたしますが、以下のとおりの高さ制限となります。

●1列小間(1、2、3、4、5、6小間)

通路および基礎パネルより1mセットバックした部分は、高さ3.6mまで使用可能です。

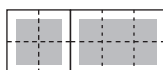


□ …2.7m以下

■ …3.6m以下

●2列小間(4、6、8、10、12小間)

通路および基礎パネルより1mセットバックした部分は、高さ3.6mまで使用可能です。

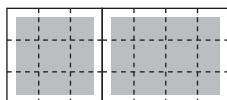


□ …2.7m以下

■ …3.6m以下

●3列・4列小間(9、12、15、16、18小間)

通路および基礎パネルより1mセットバックした部分は、高さ3.6mまで使用可能です。



□ …2.7m以下

■ …3.6m以下

②ブロック小間(20小間以上)

規格

1小間の面積を9m²として、9m²×小間分の総面積より、間口:奥行を2:1から1:1の範囲で墨出しいたします。寸法については、小間割抽選会後の図面にて指定いたしますので、図面に記載された小間規格にてブースを設計してください。

小間の高さ

全面高さ6mまで使用可能です。



■ …6m以下

■出展製品の高さ制限超過

出展物の高さが制限を超える製品を出展する場合、高さ超過製品の位置・高さ等を記載した設計図(平面図・立面図)を添付の上、「**出展製品の高さ超過申請書**」を**10月17日(金)**までに、日本エレクトロニクスショー協会宛に提出し、Inter BEE実行委員会の許可を受けてください。この場合、出展物は自社小間内で展示することとし、通路上の空間等にはみ出すことはできません。高さ超過の許可を受けた出展物に関しては、機材の原状で出展するものとし、機材を目立たせる目的等の装飾を施すことを禁止します。

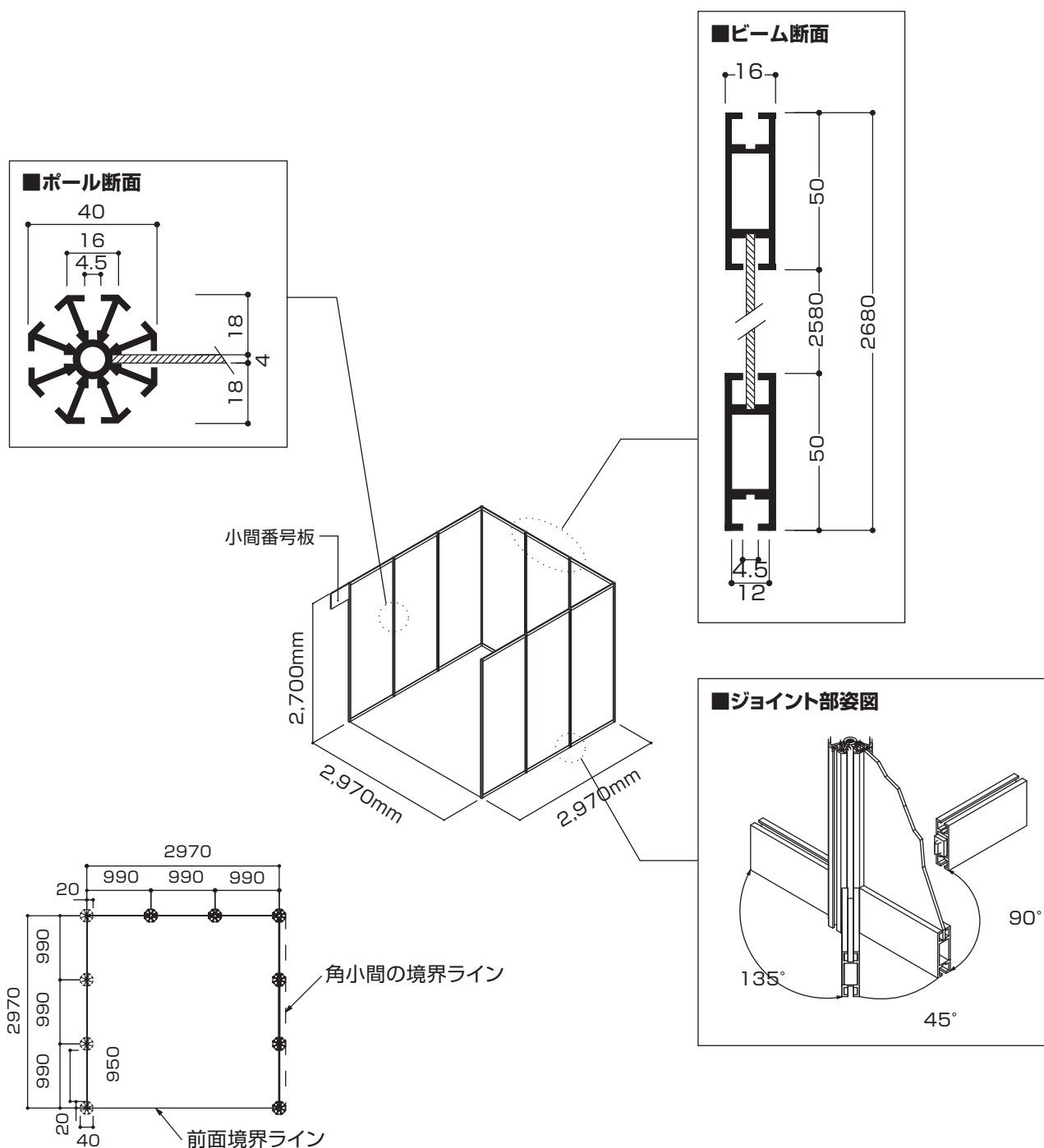
■最後列ブースの高さ制限

展示ホールの最後列(小間割図面上一番上)に配置されているブースは、来場者からの視認性などを考慮し、以下の高さ制限とします。

- 列小間(18小間以下):4.5m(通路より1mセットバックした部分のみ)
- ブロック小間(20小間以上):全面6m

■基礎パネル

小間の背面あるいは、側面に隣接する会社がある場合に、隣接小間との境界線を基礎パネルにより間仕切いたします。基礎パネルにはシステムパネルを使用します。なお、他社に隣接しない側面(角小間の通路等)には基礎パネルを設置いたしません。ただし、出展者が独自もしくは出展者の依頼によって事務局が有料で設置することができます。



ブース設計の重要ポイント

展示・実演に関わる全ての行為は自社小間内で行うこととします。特に下記の内容について、行為を行った場合、実行委員会または事務局より改善を要求する場合があります。改善されない場合は、ご出展を中止させていただく場合があります。

■安全対策

- ①トラス等の構造柱の転倒防止のため、床への固定に際してはアンカーボルトを1箇所につき4本以上打設してください。
- ②システムパネル(オクタノルム)の設置に際しては、帆立補強、コーナー部に対するビーム補強、ウェイトの設置等で転倒防止策を講じてください。
- ③独立什器には、壁面または床面への固定等による転倒防止策を講じてください。
- ④映像モニタやスピーカ、チャンネル文字、照明器具、その他高所に設置する施工物の取り付けに際しては、ボルト固定やワイヤー等での落下防止策を講じてください。

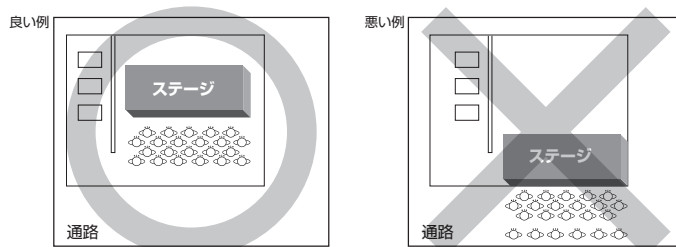
■隣接他社への見通し

独立小間の設計に際しては、緊急時の避難導線の確保と隣接他社を見通せるような配慮のある設計をお願いします。

■ステージの設置

小間内にステージを設置する場合は、来場者が通路に滞留しないよう、必ずブース内に来場者を収容する十分なスペースを確保して、ステージを設置してください。

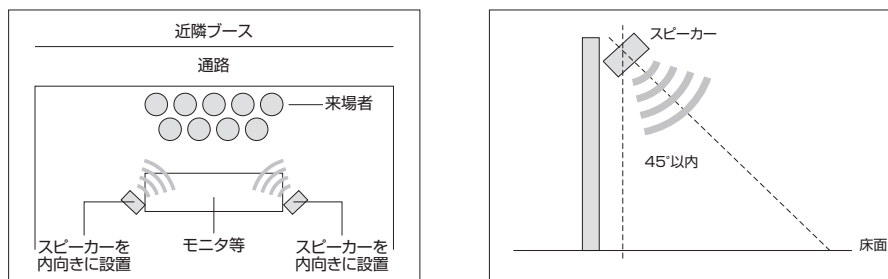
また、ステージならびに映像装置の設置高さによる来場者の視野角と適正な視聴距離にも十分、配慮してください。会場で問題が発生した場合、改善を要求する場合があります。



■スピーカー設置位置の制限

スピーカー等の拡声装置を、近隣ブースに対して正面に向けることを禁じます。

必ず、ステージに対して正面より内向きになるように設置してください。また、壁面や造作柱にスピーカーを設置する場合、スピーカーの中心軸を垂直下方に45度までとします。



■小間外スペースの使用禁止

- ①小間周囲の通路に来場者を多数滞留させることはできません。ステージ等を設置する場合は、小間内に来場者を収容して見学できるような、小間設計を行ってください。
- ②小間の規格外に出て、来場者の誘引、来場者に対するアンケート行為およびこれに類する行為はできません。
- ③小間周囲の通路および小間の裏側に出品物、装飾物、カタログ、備品、植木、梱包材等を置くことはできません。
- ④照明を通路や会場壁面または天井等へ投影する行為は禁止します。

■天井構造

展示物の性質ならびに実演の都合上、遮光・遮音等の措置を施す必要がある場合に限り、所轄消防署の承認を受けた範囲内で、防災処理された暗幕等で天井を設置することができます。なお、会場内において直射日光は遮光できますが、間接光や天井灯が反射する恐れがありますので留意ください。

天井を設置される場合は、施工画面を添付のうえ、「**天井構造申請書**」を**10月17日(金)**までに、株式会社幕張メッセ宛に提出してください。

■2階建て構造

2階建て構造は禁止します。

■床上げ構造

床上げについては1mまでとします。

■吊り構造

会場の躯体天井を利用して、天井からチェーンによる装飾物を吊り下げた状態でブースを施工する吊り構造は禁止します。

ユニバーサルデザイン

これまで、Inter BEEでは、展示会の存在意義を追求し、常に質の高いサービスを提供できるよう、来場者の意見・要望を収集し包括的な満足度向上に努めてまいりました。今後も、複合展示会として幅広く多くの分野にわたって参加を期待するとともに、多くの方々に誰でもが楽しめる展示会のあり方に対して、積極的に取り組んでまいります。出展者各位におかれましても、ブース内での設計や運営をご検討いただく際には、是非下記の件について念頭に入れたうえで、ご検討いただきますようご理解、ご協力賜りますと幸いです。

■出展者各位へのお願い

①ブースレイアウト・造作

- ・車いすの来場者も考慮した、ゆとりのある配置・動線計画
- ・来場者の障害となりうる段差や勾配を極力設けない、移動しやすいブース設計
- ・展示物の配置や、パネル掲出時の配慮
- ・十分な視認性を確保したサイン計画
- ・展示サイン・パネルの多言語化

②接客サービス・マナー

- ・多言語での説明が可能な説明員の配置
- ・からだの不自由な来場者に対しての説明員の配慮
- ・音響機器のボリューム・方向性の配慮

③情報のユニバーサルデザイン

- ・情報提供手段の多角化
- ・製品パンフレットの多言語化

全ての来場者がより快適な時間を過ごしていただくために、ご協力をお願いいたします。

運営管理のため、施工・装飾を担当される担当者、事業者情報をご提供ください。「装飾会社登録書」に必要事項をご記入の上、**10月17日(金)**までに株式会社ムラヤマ宛にご提出ください。

■規定の遵守

施工・装飾を担当される担当者、事業主は、Inter BEEの出展マニュアルに定めてある規定・内容をすべて把握し、遵守することを前提としています。必ず出展者マニュアルをご一読ください。

■提出について

- ①スモールパッケージブースまたはパッケージディスプレイ(05-2-1)をお申し込みの出展者については、株式会社ムラヤマより「装飾会社登録書」が提出されますので、提出の必要はございません。
- ②自社で施工する場合は、出展者名を装飾施工会社の欄にご記入の上ご提出ください。

事務局ではPL法対策として次の対応をお勧めいたします。

■安全表示・警告表示

展示ブースの安全設計の徹底と、ディスプレイに対する適切な安全表示・警告表示をお勧めいたします。事務局では安全表示・警告表示のピクトサインを、清刷りにして出展者に配布いたします。また、出展者専用サイトより、PDFファイルをダウンロードできます。

安全・警告表示のピクトサインを表示する場合は、清刷りを使用し、下記のカラーコントロールに従い表示してください。

赤色	大日本インキ DIC157
黄色	大日本インキ DIC165
スミ	K 100%

※指定以外はスミベタ



黄色(ケイアタリ)

(赤／ケイアタリ)

(スミ)

バック(白)

バック(黄)

和文(スミノセ)

英文(赤)



■使用環境の描写

製品の展示については、その製品の実際の使用環境に近い展示・演出を基本にディスプレイし、「過度な期待」や「優良誤認」等を与えないよう留意してください。尚、実際の使用環境と違う展示については、その旨を表示することをお勧めいたします。

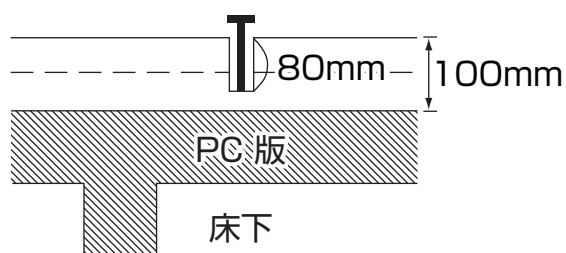
床面工事を行う場合は、施工図面(2部)を添付のうえ「床面工事申請書」を10月17日(金)までに株式会社ムラヤマ宛にご提出ください。

■床面工事作業について

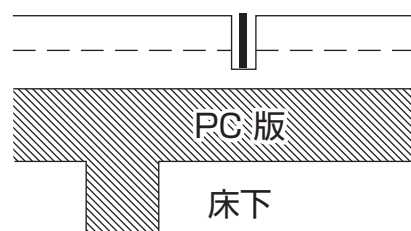
- ①施工当日は、作業前に必ずホール事務局にて、実際の打ち込み本数をご連絡ください。
※ブース設計上アンカーボルトを必要としない場合は、ホール事務局でキャンセルをお申し出ください。
- ②コンクリート釘、ドライピットの使用は禁止いたします。また、ピット蓋へのアンカーボルトの打ち込みはできません。
- ③原状回復(復旧)

床面工事は会期終了後、原状へ完全復旧してください。原状復旧は、頭部が床面より出ている場合は水平面までサンダーで切断してください。ハンマーによる打ち込みやガス熔断、引き抜きはできません。最終現場チェックを行った上で原状回復が十分でないと認めた場合、あるいは指示された期間内に回復されておらず、やむなく事務局が作業を代行した場合、原状回復に要した一切の費用は出展者の負担になります。

【ホールインアンカーの使用】



【原状回復】



■床面復旧協力費

アンカーボルトの打ち込みに際して、太さに関係なく一律で1本につき、1,080円(消費税込)を床面復旧協力費としてご負担いただきます。

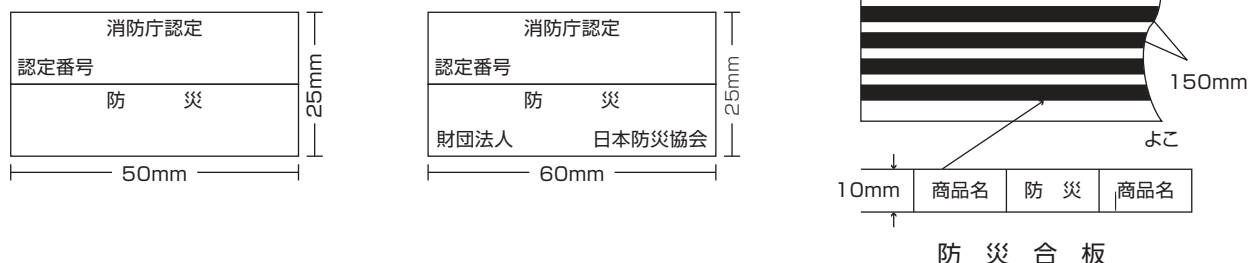
施工期間中、または会期中、所轄消防署の査察検査があります。検査の結果、下記に違反した場合は、施工の中止、または取りこわしを命ぜられる場合もありますので記載内容を遵守してください。

■消防法

- ①防災合板に厚い布およびひだのある紙類を貼付する場合は、防災性能を有するものを使用してください。
ただし、うすい加工紙、布を防災合板に全面密着して使用する場合は構いません。
- ②どん帳、カーテン、展示用の合板、繊維板、布製ブラインド、暗幕、造花、じゅうたん等の床敷物、工事の際に使用する工事用シート、その他の物品は、防災性能を有するものを使用してください。なお、これらの防災物品には、一つ一つ防災表示を見やすい箇所に縫いつけるか、貼り付け、下げ札等の方法をとってください。
- ③ホンコンフラワー、ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロンなどは防災性能を与えることが困難であるため使用しないでください。
- ④発泡スチロールの使用は一切認められませんので、スタイロフォームのような材質のものを使用してください。
- ⑤防災表示制度による「防災ラベル」は以下の通りです。

■防災合板

彩色は、地を白色、文字「防災」を赤色、他の文字および横線は黒色を使用してください。
尚、防災合板の裏面表示は下記の通りです。また、文字、線は赤色となります。



■防災カーペット

彩色は、地を白色、文字「防災」を赤色、他の文字および横線は黒色を使用してください。



小間内で電気を使用する場合は、「電気供給申込書」に容量を記載し、**9月26日(金)**までに昭豊電機株式会社宛にお申し込みください。コンプレッサーを使用する場合は必ず馬力を記入し、設置の際は他の出展者の迷惑にならないよう防音対策を施してください。

また、「電気工事配線図」にも必要事項を記載し**10月17日(金)**までに昭豊電機株式会社宛にご提出ください。

この情報を基に事務局ではトータルスイッチを設置いたします。

会場での変更はお受けできない場合がございますので、正確にご記入ください。また、電気容量の最終確認書となりますので、供給容量を的確に記入し、期日までに提出ください。

■基本電源設備

事務局では出展者の申し込みにより(無料供給容量も含む)、各小間内に单相100Vまたは单相200V、50ヘルツの電源(トータルスイッチ)を設置いたします。

ピット位置の都合上、小間内および小間前の通路を幹線ケーブルが横断する箇所がありますが、あらかじめご了承ください。

■無料供給容量

1小間当たりの無料供給容量は单相100Vまたは单相200Vが1kWとします。これを超過した場合、追加電気供給費として1kWにつき7,020円(消費税込)を負担いただきます。

■3相200V

希望により3相200Vの電源を設置することができます。

この場合は、出展者は追加電気供給費として1kWにつき7,020円(消費税込)を負担いただきます。

※端数は切り上げとします。(例 1.5kW=2kW)

■小間内の電気工事

事務局が設置したトータルスイッチからの電気工事(小間内の分電盤、電灯、蛍光灯、コンセントなど)は全て出展者側で行ってください。なお、会期中における小間内での出展物による事故防止のため、技術者を常駐させるなどの対策を施してください。また、小間内の分電盤には必ず漏電ブレーカーを取り付けてください。

■小間への送電

①送電開始

15小間以上	11月17日(月)午前10時～
12小間以下	11月17日(月)午後1時～

②送電停止 11月21日(金)午後5時15分といたします。

③その他

早期送電、24時間通電、送電停止延長を希望する場合は、「電気送電に関する申込書」にて**10月31日(金)**までに昭豊電機株式会社宛にお申し込みください。早期送電は単独工事となるため原則として有料とします。

なお、作業上、早期送電をお受けできない場合がありますのでご注意ください。24時間通電を希望した場合は、その回路は単独回路としてください。基本的には自社小間の電源は出展者にて管理してください。

■その他注意点

①保護措置

電源異常および事故による停電、電圧降下などの原因で出展物を損傷した場合、事務局はその責任を負いません。また、定電圧(小間内では100V±5%を設定します)、定周波数でなければ実演できない出展物には、事前に出展者において必要な保護設備(安定化電源装置等)を施してください。

②電気工事士免状

電気工事を行う作業者は、作業中必ず電気工事士法に基づく免状を携帯してください。万一、無免許または免状を携帯せずに工事を行っている場合は、作業を中止していただきます。

③電気技術の遵守

小間内電気工事は、電気技術基準(内線規定)に従って施工してください。

出展における企業のCO₂削減対策・環境貢献PRを行うことができます。希望する場合には、「グリーン電力証書申込書」にて、10月17日(金)までに、日本エレクトロニクスショー協会宛にお申し込みください。

地球温暖化の防止、環境保護、CSRなどの重要性が高まりつつある現在、自然エネルギーは重要な使命を担っています。しかし、自然エネルギーによる発電設備を企業で所有するのは大変なことです。しかし、自然エネルギーの発電によって生まれた環境付加価値を「グリーン電力証書」として購入し、環境に貢献できるシステムがあります。展示ブース内でも、各社のCO₂削減や環境保護を来場者にPRすることができますので、ぜひご活用ください。

■グリーン電力とは

太陽光、風力、バイオマスなど自然エネルギーで発電された電力のことです。

■グリーン電力証書の仕組み

グリーン電力証書とは自然エネルギーにより発電された電気的环境付加価値(CO₂排出抑制、化石燃料の節減等)を証書化したもので、グリーン電力証書の購入により使用する電気を自然エネルギー由来の電気とみなせる仕組みです。



■グリーン電力証書ご利用の契約および料金について

契約期間：搬入開始日からInter BEE 終了まで。

契約量：1,000kWh単位

単価：1,000kWhあたり10,000円(税抜)～、別途証書発行手数料5,000円(税抜)

利用料金の算出方法：電気使用量(kW)×使用時間(h)

使用時間は以下を基準とします。

15小間以上	37時間	12小間以下	32時間
--------	------	--------	------

<算出例> 電気使用量見込が10kW、小間数6小間の場合
10kW×32h=320kWh

契約料：10,000円～ 手数料：5,000円 合計：15,000円～

■グリーン電力証書の発行

契約後、2週間程度でグリーン電力証書を発行します。

契約と同時に、契約内容に応じてグリーンパワーマークのデータをご提供します。ブース内で配布される広報物、HP等により下記のマークを表示いただくことにより、グリーン電力利用の告知いただくことが可能です。



提供：日本自然エネルギー(株)

<表示例1> このブースで使用する電力●●kWhは

自然エネルギー発電によるグリーン電力を使用しています。

<表示例2> 「Inter BEE 2014」への出展にあたり、ブースで使用する電力相当量の

グリーン電力証書○○kWhを購入し、自然エネルギーの普及に努めています。

■お申し込み後は、日本自然エネルギー株式会社と契約手続きを行って頂きます。

日本自然エネルギー株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎5-1-11

TEL:(03)5437-3561 FAX:(03)5437-3562 <http://www.natural-e.co.jp>

契約の成立をもって、グリーン電力証書の発行をお約束させていただきます。

事務局では、外国から展示品や装飾資材等を持ち込まれる出展者の便宜をはかるため、税関に対して保税展示場の許可申請を行います。保税展示場では、外国から出展する貨物について輸入通関することなく、保税(関税等の賦課徴収を保留された状態)のままで展示会場に搬入し展示(以下「保税展示」という。)することができます。外国貨物を会場に持ち込まれる出展者は、「**外国貨物展示見込書**」に所要事項を記入して、**8月8日(金)**までに株式会社石川組宛にお申し込みください。なお、この書類は税関に対して保税展示場の利用見込みを提出するため参考にするものですから、実際に搬入される展示品等に変更があっても構いません。

■保税貨物について

保税展示される貨物は外国へ積戻すまで、税関の管理下に置かれます。従って、これらの展示品等を運送等を行うときは、税関の許可が必要ですからご注意ください。外国から持ち込まれるものであっても、カタログ・パンフレット等の会場で配布・消費される貨物は、保税展示が認められませんので、予め税関で輸入許可を受けてから展示場に搬入してください。

■問い合わせ先

保税展示に関わる外国貨物の取り扱いについては、株式会社石川組に指定輸送業者として一任しておりますから、保税展示を予定されていて、税関手続きに疑問等がある場合は、下記までご相談ください。

株式会社石川組

担当:国際部 長谷川、西塔

〒140-0011

東京都品川区東大井4-14-2

TEL: (03)3474-8102 FAX: (03)5460-9841

E-mail: igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp

Inter BEEでは、出展者数の算出において、外国製品および他社製品等の製造会社数も参考としております。つきましては、情報把握のため「展示製品届出書」に必要事項をご記入の上、**10月24日(金)**までに日本エレクトロニクスショー協会宛に提出ください。ご協力お願い申し上げます。

■記入方法

以下の項目に該当する場合には、製造会社名をお知らせください。

①日本に本社を置く出展者

自社以外の製品

②海外に本社を置く出展者(日本法人出展者)

自社製品で本国(本社所在国)にて製造された製品

自社以外の製品

※自社製品(日本製)のみの出展の場合にも届出書はご提出ください。

■展示ホール内の会期中照明

会場の照明は、蛍光高圧水銀灯により、照度は全灯で500Lxとなり、全消灯で50Lxとなります。展示ホール天井照明は、ブロック毎に水銀灯が4個設置されていますが、展示環境を考慮して事務局にて下記の予定で照明を調整させていただきます。

Hall 6	Hall 5	Hall 4	Hall 3	Hall 2	Hall 1

■ 全消灯

□ 全 灯

■会期中照明のテスト

会期中照明のテストを11月18日(火)、午後2時～午後4時までとしますので、機材の調整をお願いします。

調整時間帯は、南側シャッターを下ろしますので、車両等の出入りは北側にてお願いします。

会場は場所によっては自然光が入り、天候、小間の壁紙の色および照明等によって照度が異なりますのでご注意ください。

■即売の禁止

出版物、ソフトウェア製品を除く出展物の即売を禁止いたします。

なお、出版物、ソフトウェア製品の即売を行う場合においても、その内容につき、事前に実行委員会または当協会の承諾を得てください。

■来場者の通路への滞留禁止

- ①小間周囲の通路に来場者を多数滞留させることはできません。ステージ等を設置する場合は、小間内に来場者を収容して見学できるような小間設計を行ってください。
- ②小間の規格外に出て、来場者の誘引、来場者に対するアンケート行為等、これに類する行為はできません。
- ③小間周囲の通路および小間の裏側に展覧物、装飾物、カタログ、備品、植木、梱包材等は置くことはできません。
- ④照明を通路や会場壁面または天井等へ投影する行為は禁止します。

このような行為を行った場合、事務局より改善要求をさせていただきます。
改善されない場合は、ご出展を中止させていただく場合がございます。

■スモークマシン使用の禁止

演出のためのスモークマシン(アルコール、オイル等の石油類を原料としたもの。または炭酸ガス、ドライアイス等を使用したもの)の使用を禁止いたします。

■音量規制

説明・実演または演出などにより、自社小間内より発生される音量は、以下の数値を厳守してください。

来場者にとって最も説明を聞きやすい展示環境を保つため、ご協力をお願いいたします。

音量規定値: 75dB以下

- ①上記数値は、小間の境界線から2mの場所において測定した音量を規準とします。
- ②会期中、事務局にて定期的に音量測定を行いますが、開催前日および会期中に自主的な音量測定を行ってください。
音量測定器は会場事務局でもご用意いたしますので、必要な場合はお申し出ください。
- ③事務局の音量測定により規定値を超過している場合、出展者に対して改善を要求いたします。
- ④上記規定値内であっても、あきらかに耳障りな音を発し、
隣接小間や来場者より苦情が発生した場合も改善を要求いたします。
- ⑤スピーカーの設置位置や方向についても十分配慮してください。(04-1-3参照)

■著作権処理

展示・実演で音楽の演奏、オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理が必要です。(自社で権利を持つもので、すでに別途権利処理済みのものは不要)処理方法は、権利者が権利行使に関する事項を委託している社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)にお問い合わせください。

なお、映像著作物につきましては、映像を制作した法人・団体へ直接お問い合わせください。

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)
東京イベント・コンサート支部
〒160-0023
東京都新宿区西新宿1-17-1
日本生命新宿西口ビル 10F
TEL:(03)5321-9881 FAX:(03)3345-5760

■光線・照明

小間外の通路や会場躯体にライト等を照射することはできません(プロライティング部門を除く)。また、LEDなどの光力の強い器材をディスプレイやサインに使用する場合、隣接する他社や来場者の迷惑にならないように、十分配慮して設置してください。会場で問題が発生した場合、改善を要求する場合がありますので十分ご注意ください。

■その他

実演によって発生することが予想される以下のものについては、あらかじめ予防措置をとり、他の出展者ならびに来場者に迷惑をおよぼさないよう注意してください。

- ①熱気
- ②ガス
- ③臭気
- ④振動

無線LANの使用

提出書類

近年、無線LANを使用したデモ等が多くなり、近隣ブースとのチャンネル・SSID等重複(干渉)による通信障害が深刻な問題となっております。事務局ではこの事態を解決するために、近隣ブースとのチャンネル調整を事前に行うことで、通信障害をできる限り少なくし、より良い環境でネットワークをご利用いただけるよう提供いたします。展示ブース内において無線LANをご利用になる場合は、必ず「無線LAN使用届」によりまして、10月31日(金)までに(株)幕張メッセ通信回線担当宛にご提出ください。

■申請にあたって

- ①申請を必要とするのはIEEE 802.11a/802.11b/802.11gの規格に対応した機器を利用する場合です。
- ②アクセスポイント(AP)、無線LANカード、無線機能内蔵パソコン、その他、機器の種類形状は問わず、ブース内ご利用予定で上記規格に該当する場合は全て届出が必要です。
- ③機器やインターネット接続については別途手配をお願い致します。
- ④ご利用予定のチャンネルが近隣ブースと重複する場合、チャンネル調整をさせていただく場合があります。必ずしもお届けいただいたチャンネルでご利用いただけるとは限らないことをご了承ください。
- ⑤チャンネルを複数申請される場合には、状況により使用チャンネル数を制限させていただく場合があります。
- ⑥無線LANにおいて利用できるチャンネル数は、規格上限られています。期日までにお届けいただけない場合、空きチャンネルがなく、無線LAN自体をご利用いただけない場合があります。
- ⑦チャンネル調整により付与されたチャンネルの使用におかれましても、障害が発生しないとは限りませんので、あらかじめご了承ください。尚、無線LAN障害対策として、有線によるバックアップをご用意いただくことをお勧めいたします。
- ⑧会期一週間前に各出展者へ無線LANチャンネル情報をお送りいたします。

※本届出は、ブース内における無線LANの使用届けであり、無線LANによるインターネットを提供するものではありません。インターネットのご利用の際には、「インターネット接続申込書」(05-3-1)を別途お申し込みください。

※本届出は、ワイヤレスマイクのチャンネル調整を行うものではありません。ワイヤレスマイクにつきましては、周辺の当該出展者間でご調整ください。

※本届出は、ブース内における通信を確約するものではありませんので、ご注意ください。

※例年、近隣ブースとの無線LANチャンネルの混線が多いため、デモ以外での無線LANのご利用はご遠慮ください。

■消防法により展示場内において次の行為は禁止されています。

- ①喫煙
- ②裸火の使用(火花を発生させる装置、露出した電熱器などを含む)
- ③石油液化ガス等の可燃性ガスの持ち込み
- ④危険物(ガソリン、灯油、マシン油、重油等)の持ち込み
- ⑤危険物品(火薬類、多量のマッチ・多量の使い捨てライター等)の持ち込み

■禁止行為の解除

上記の行為のうち、喫煙以外は出展物の実演等のため、必要最小量に限り一定の条件のもと所轄消防署の許可を受けて会場内に持ち込むことができます。禁止行為の解除を希望する出展者は「**危険物品申請書**」に必要事項をご記入の上、カタログまたは実演状況説明書2部を添付し、**10月17日(金)**までに株式会社ムラヤマ宛にご提出ください。事務局より消防署に一括申請し、承認を受けたものののみ会場内に持ち込むことができます。

■喫煙 展示会場は所定の喫煙所をのぞいて全面禁煙となります。

■裸火の使用

裸火を使用する場合は次の項目を厳守してください。

- ①設備の規模は必要最小限度とし同一機種は1個としてください。
- ②裸火使用箇所の周囲は耐火材で保護してください。
- ③周囲の状況、防火設備の管理は万全を期してください。
- ④消火能力2単位以上の消火器(10型以上)1本以上を必要に応じて設置してください。
- ⑤取り扱い責任者を定め火気管理と、容易に停止できる措置を講じてください。
- ⑥裸火使用の位置は避難口、危険物その他易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れた場所としてください。

■石油液化ガス、高圧ガスの使用

高圧ガス(酸素、水素、窒素、炭酸ガス、アルゴンガス等)を使用する場合は、次の項目を厳守してください。

- ①設置完了後、気密検査を行ない必要に応じて火気厳禁の表示をしてください。
- ②高圧ガスはできるだけ低圧に切り替えて使用し、ボンベの取り扱いには注意してください。可燃性ガスボンベ(カートリッジ式を除く)は会場内に持ち込むことはできません。
- ③ガス漏れを防止するため連結部は完全な器具を使用するとともに、ガス漏れ警報器等により絶えずガス漏れに注意してください。

■危険物品の持ち込み

危険物品を持ち込む場合は、下記の項目を厳守してください。

- ①危険物品の持込量は1日の使用量を限度としてください。
- ②開催時間中には補給しないでください。
- ③危険物使用場所の防火設備、使用時の危険防止に努めてください。
- ④危険物は避難口から6m以上、その他の危険物品は避難口から3m以上離れた場所としてください。
- ⑤適応する消火能力2単位以上の消火器(10型以上)1本以上を必要に応じて設置してください。
- ⑥火気使用場所から水平距離5m以上離れた場所としてください。
- ⑦危険物品取扱の責任者を定め安全管理に努めてください。

ユーティリティーブース(倉庫) 提出書類

ストックルーム、控室など様々な用途でご利用いただけるユーティリティーブース(倉庫)をご用意しております。ただし、ユーティリティーブース内で製品を展示することはできません。なお、スペースの関係上、棟数を事務局にて調整する場合があります。ユーティリティーブースの使用を希望する場合は、「**ユーティリティーブース(倉庫)申込書**」にて**9月12日(金)**までに、日本エレクトロニクスショー協会宛にお申し込みください。

■設置位置

設置位置は出展小間周辺の会場内に設置いたしますが、設置場所は事務局一任とさせていただきます。ただし、会場スペースに限りがあるため、申込棟数によっては、屋外等に設置する場合があります。設置場所の図面は、10月初旬にE-mailにてご案内いたします。

■使用可能期間

11月17日(月)午後1時から11月21日(金)午後6時まで

■鍵の貸し出し

11月17日(月)より鍵の貸し出しを行いますので、出展担当者はお名刺をご持参のうえ、会場事務局までお越しください。尚、鍵の返却は**11月21日(金)午後6時**までに、貸し出しを行った会場事務局へご返却ください。鍵を紛失した場合は、5,400円をご負担いただきます。

■レギュラータイプ

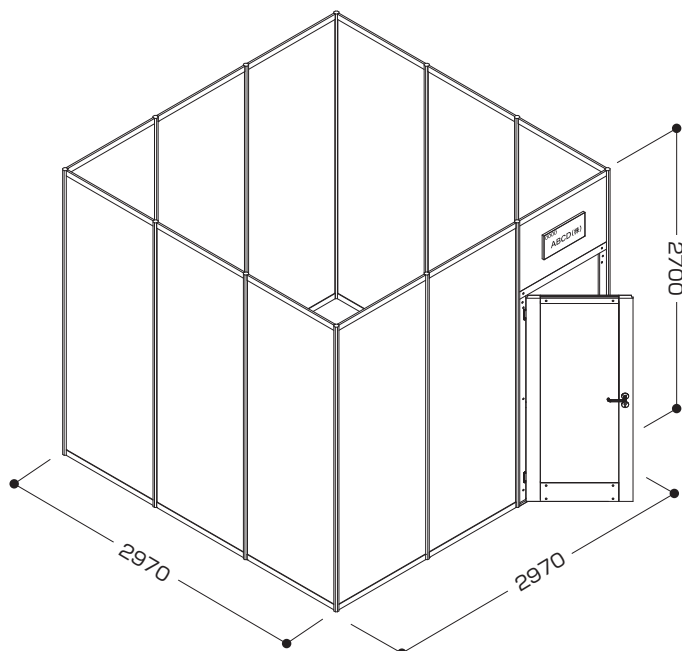
規格: 2,970mm(間口)
2,970mm(奥行)
2,700mm(高さ)

・Aタイプ 1棟 216,000円(消費税込)

付帯備品: パイプイス(3)、長机(1)、鍵付ロッカー(3人分)、スチール棚(2)、蛍光灯(2)、コンセント 800W(1)

・Bタイプ 1棟 194,400円(消費税込)

付帯備品: 蛍光灯(2)、コンセント 800W(1)のみ

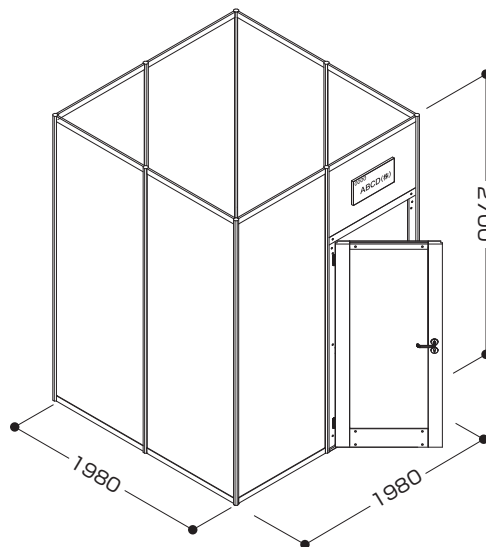


■スモールタイプ

規格: 2,000mm(間口)
2,000mm(奥行)
2,700mm(高さ)

価格: 1棟 118,800円(消費税込)

付帯備品: 蛍光灯(1)、コンセント 800W(1)のみ



※備品が必要な場合は、別途レンタル備品(05-2-1参照)にてお申し込みください。

■製品展示・実演について

事務局は会場の管理、保全、秩序の維持ならびに来場者の安全に万全を期しますが、これらに支障をきたすと判断した実演については、出展者に対し必要な対策をお願いし、実演の制限または中止を求めることがあります。出展者の実演により万一事故が発生した場合、事務局としては責任を負いかねますが、該当出展者は直ちに必要な措置をとるとともに事務局まで連絡してください。

■管理・保険

- ①主催者は、期間中における会場の管理・保全については、警備員を配置する等、事故防止に最善の注意を払いますが、天災、火災、盗難、紛失、その他不可抗力により、人身および物品に対する傷害・損害が生じた場合、その責任を負いません。したがって、盗難防止等の措置を独自で施すことをお勧めいたします。
- ②会場において、出展者の過失・無過失によって生じた、人身および物品に対する傷害・損害については、ただちに賠償しなければなりません。なお、事故を未然に防ぐためにも、出展者は搬入開始から会期を経て搬出完了までの全期間について、自社小間で行われる作業や運営に立ち合ってください。
- ③出展者は出展物等に保険を付すなどの措置をとるようにし、独自の管理を行ってください。本件については、東方エージェンシー株式会社で取り扱っております。

問合せ先

東方エージェンシー株式会社

〒260-0026

千葉市中央区千葉港8-4 日本興亜ビル5F

担当: 千葉営業所 茅野、小川

TEL: (043)246-1441 FAX: (043)246-9704

■不可抗力による開催中止・短縮

- ①地震・火災等の天災、感染症、テロ、第三者からの指示・命令、その他不可抗力により展示会開催が不可能となった場合、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- ②開催以前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、事務局は弁済すべき必要経費を差し引いた出展小間料金の残額を出展者に返却します。
- ③開催中に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については、出展小間料金の返却の対象といたしません。
- ④出展者が要した費用については補償しません。